

岩手県公安委員会告示第 9 号

指定講習機関に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号）第 4 条第 1 項の規定により、指定講習機関から次のとおり変更する旨届出があった。

令和 8 年 9 月 4 日

岩手県公安委員会
委員長 谷 村 邦 久

指定講習機関の名称	講習を行う事務所の名称	変更事項	内 容	
			変更前	変更後
佐藤興産株式会社	北上自動車学校	住所	北上市さくら通り四丁目 3 番 5 号	北上市飯豊24地割75番地17
		講習を行う事務所の名称	北上自動車学校	北上自動車学校花北校
		講習を行う事務所の所在地	北上市さくら通り四丁目 3 番 5 号	北上市飯豊24地割75番地17